

令和4年4月25日

## 第10回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第 10 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 4 年 4 月 25 日(月) 午後 2 時 00 分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

### 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
(所有権移転分)  
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに  
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 4 号 農地利用変更届について
- 議案第 5 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 6 号 利用状況調査に係る非農地判断について
- その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 木 茂 久	
4 番 西 山 昭 二	5 番 澤 山 建 志	6 番 西 川 路 利 広
	8 番 田 代 繁 樹	9 番 永 吉 正 文
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 村 久 則	12 番 徳 留 幸 信
13 番 井 手 康 則	14 番 奥 村 祐 樹	15 番 井 元 清 八 郎
16 番 前 田 真 津 美	17 番 生 川 裕 也	18 番 濱 田 保
19 番 川 畑 ゆりえ		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 上 拂 忠	22 番 田 之 上 洋
23 番 濱 田 卓 郎	24 番 徳 留 力 雄	25 番 廣 森 修
26 番 住 吉 俊 光	27 番 大 迫 恵 太	28 番 物 袋 唱 二
29 番 湯 之 上 大 幸	30 番 南 圭 司	31 番 小 村 亮 太
		34 番 石 嶺 義 孝
35 番 前 田 剛	36 番 上 赤 政 行	37 番 坂 本 三 好
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

3 番 田 中 健 一

1 欠席委員

3 番 田 中 健 一, 32 番 藏 菌 堅 志, 33 番 塚 田 幸 美

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	西 村 里 志
農地総務係長	前 村 修
農地総務係主査	東 川 善 久
主幹兼振興係長	濱 田 真 也
振興係主査	向 吉 真 一
振興係主事	今 吉 蓮 樺
人・農地プラン推進室 主幹兼推進係長	前 田 昭 市 (農業委員会事務局振興担当主幹)

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第10回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「4番委員」と「5番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の3ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由は、買い手が見つかり、あっせんの必要がなくなったためです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、5件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p>

以下については、お目通してください。

今月の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま

議長 皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から5番まで一括審議願ひます。

ご質疑、ご意見はございませ

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、所有権移転分の1番から5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませ

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めま

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から5番については、原案のとおり承認することに決定いたしま

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたしま

事務局 事務局に議案の説明を求めま

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は議案書の6ページから17ページまでの35件で、うち新規が31件、再設定が4件となっ

また、農地中間管理事業の利用権設定6件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後には、農家への転貸議案となります。

それでは、議案書の6ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通してください。

なお、17ページの総合計は87筆、123、549㎡、農地中間管理事業の重複分を除くと、77筆、111、934㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

議長 皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番についてご審議願ひます。

この1番と2番については、新規就農者2名に関する案件であり、営

事務局

農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、会の進行を優先するため事務局による一括報告といたします。

それでは、事務局に報告を求めます。

新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから2ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、1番につきましては、6番委員と25番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、介護の仕事をしていましたが、以前から農業に興味があり、親の体調が悪くなったことをきっかけに、このたび新規就農者となりました。

農機具等は、親のものを使用し、栽培技術、機械の操作については、親族から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウを中心に年間販売高300万円を目指しています。作業に従事するのは、基本的には1人ですが、繁忙期には親族の手伝いをもらうとのこと。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、2番につきましては、9番委員と28番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、8年ほど前から農業に従事していましたが、今回の申請で初めて30aを超えるため、このたび新規就農者となりました。

農機具等は父のものを使用し、栽培技術、機械の操作については、以前より父から教わっていたため、問題はありません。

栽培品目としては、春南瓜、オクラ、スナップエンドウを中心に年間販売高460万円を目指しています。作業に従事するのは、基本的には母と2人です。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

以上事務局から報告いたします。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。



委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の3番から35番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の3番と35番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますが、小委員長欠席のため、事務局に現地調査の報告を求めます。

事務局

4月11日の転用調査時に、3番、24番、35番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。1番から6番は売買、7番から9番は親族への贈与、10番は隣接地所有者への贈与、11番は知人への贈与による申請でございます。

いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから31ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま事務局による報告のとおりであります。

それでは、議案第2号のうち1番から20ページ10番までについて、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

委員  
議長

議案第2号のうち1番から10番までについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

委員  
議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち1番から10番までについては、原案のと

おり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号のうち11番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき19番委員の退席を求めます。(19番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

委員  
議長

議案第2号のうち11番については、原案のとおり承認することに  
異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

委員  
議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち11番については、原案のとおり承認する  
ことに決定いたします。(19番委員の復席を確認)

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見  
決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、事務局  
に現地調査の報告を求めます。

事務局

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報  
告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず、番号1番ですが、転用目的は、貸倉庫です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、                    から東へ250m行った農地で、東と北は田、  
西は畑及び水路、南は田及び水路に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接して  
いる区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該  
当します。

申請人は、板金業を営む法人の代表で、申請地を取得し、自己が経営  
する会社への貸倉庫として整備する計画です。

土地の形状については現状で、隣接地との間には緩衝地を設けるた  
め、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は、貸園庭です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、                    から西へ100m行った農地で、東は市道  
及び雑種地、西は宅地及び畑、南は雑種地、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定

められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、隣接する幼稚園の[ ]で、申請地を取得し、自己の運営する幼稚園への貸園庭を整備する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、[ ]から南へ20m行った農地で、東と北は市道、西と南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、[ ]から北へ170m行った農地で、東と北は畑、西は宅地、南は里道及び畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[ ]から東へ50m行った農地で、東は畑、西と

南は宅地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行い、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、                    から北へ270m行った農地で、東は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅及び車庫を建築する計画です。

土地の形状については、盛土を1m行い、境界にはブロックを設置する予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番ですが、転用目的は、工事用通路です。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、                    から南へ710m行った農地で、東は保安林、西は市道及び畑、南は用悪水路、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、土木建築業を行う法人で、保安林内で行う海岸防災林造成の工事に伴い、現場に隣接する申請地を使用貸借し、保安林の一部を一体利用して、工事区域への進入路を整備する計画です。

また、本案件は、令和2年10月26日開催の第28回農業委員会議案第5号4番で審議され、許可を受けた案件と同様、鹿児島県南薩地域

振興局発注工事に係る、農地の一時転用許可の継続申請で、申請面積が3,000㎡を超える案件ではありましたが、前回の申請内容と変更点がないことから、全員調査は省略させていただきました。

なお、海岸防災林造成工事は10年間の計画であり、工事発注元の県と申請人との現契約期間は令和4年12月13日までとなっておりますが、令和5年3月末日までを一時転用期間として申請がなされております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。建築物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま事務局による報告のとおりであります。

それでは、議案第3号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

16番委員

7番について、10年間契約と聞いていますが、重機等で作業を行い、海岸への下り口のために、切り崩しているところもあります。契約終了後は、元々の畑の状態に戻してもらえるのか、事務局と業者と何か約束を交わしているのか、教えてください。

事務局

まず、10年契約というのは、海岸防災林造成事業工事が10年間の計画で行われるということで、申請者と10年間契約しているというわけではありません。また、一時転用許可申請となりますので、転用許可期間が過ぎましたら、原状復旧することを条件に許可を出しております。

16番委員

分かりました。

議長

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、議案第4号農地利用変更届についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、事務

	局に現地調査の報告を求めます。
事務局	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	資料の36ページをお開きください。
	申請地は、 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> から南西へ270m行った農地で、東は市道及び畑、西と南は畑、北は市道に接しています。
	今回、隣接地が農地転用により1m盛土を行うことから、申請地も1m盛土をして高低差を解消し、排水の改善を行うものです。
	以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま事務局による報告のとおりであります。
	それでは、議案第4号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
14番委員	この畑の盛土に対して、周辺の畑の持ち主から同意を得ているのか、教えてください。
事務局	この申請については、隣接地の所有者から同意をいただいています。
14番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第4号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。
	事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の25ページをお開きください。
	議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。
	今月は、売渡申出6件でございます。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	なお、見取図、地籍図につきましては、資料の38ページから47ページに掲載しています。
	続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は27ページになります。

今日は、借受申出2件でございます。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については、お目通しください。  
以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
それでは議案第5号農用地あっせん申出について、ご審議願います。  
ご質疑、ご意見はございませんか。

25番委員 あっせん申出の売りについて、事務局から登記簿が届きますが、その登記簿上で抵当権が抜けていないものがあります。抵当権が残ったままでも相手が了承すれば売買していいのか、あるいは、事務局から抵当権を抜いてから、あっせん申出をするように事前に言えないのか、教えてください。

事務局 登記簿謄本に、抵当権が設定されているのを確認できた場合は、名義人に抵当権を外してから申し出るように、説明しております。

25番委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員 あっせんについて、ある農家から農業委員や推進委員のあっせんの対応に対する苦情がありました。以前からすると取り扱いが、変わっていると思いますが、農業委員会を通してあっせんした場合は、あっせん事業の取り扱いとなり、登記事務までしてもらっていました。  
それが、認定農業者もしくは基本構想水準到達者のみが、嘱託登記の対象に変わっているようです。  
新たに農業委員、推進委員になられた方がわかるように、あっせん事業の内容や法的根拠などが、1枚紙にまとめてあると大変助かりますし、トラブルが起こる心配もないと思いますので、ぜひ作っていただきたい。

事務局 昨年11月に、「あっせん活動の手引き」という冊子を渡してあります。ある程度の中身が分かるようにフロー等も作ってあります。  
どのような人が、基盤法が適用されるかについても記してありますが、法律的なことを聞かれたときに、説明してもなかなか理解してもらえないかもしれませんので、法改正後の対象者が、今は誰なのかをしっかりと伝えてほしいと思います。  
あっせんの手続きの流れなどの説明資料を、冊子に入れてあります。  
ご不明な点がありましたら、遠慮なく事務局にお問い合わせください。

21番委員	<p>あっせんを事務局が受けるときに、まず事業について説明をし、相手にも理解してもらって、何も問題が無ければ、申出を受け入れるものだと思います。その後、事務局が受けた案件を農業委員と推進委員が動いて買手を見つけた後に、対象にならないということがあります。</p>
事務局	<p>その場合は、事務局から買手に対して、あっせんの説明をしてもらえないでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、農地を売りたい方から申出があった際に、自分の名義でなければ、あっせんができません。地区にいる農業委員、推進委員が担当委員として選定され、地元にいる認定農業者、基本構想水準到達者が対象の場合は、基盤法のあっせん農地として、処理ができませんという説明をしています。</p>
事務局	<p>結果として、認定農業者、基本構想水準到達者であるかについてを、委員全員に、毎回通知することができませんので、買いたいという人が出てきたときに、事務局にその情報を知らせてほしいとお願いしてあります。</p>
事務局	<p>その理由が、基盤法に該当しない場合は、税の措置の優遇を受けることができないことと、登記事務を事務局側ではできないことを確認するためです。</p>
事務局	<p>最終的にその農地を、借りたい場合は、本日の報告第2号であったように、売りあっせんを取り下げて、利用権設定に変えるという流れです。</p>
事務局	<p>どなたが、その農地を必要としているのか、事務局では探せないのので、地元の委員さんにあっせん活動をしていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>売りたいと申出がされても、状況によっては、農地法第3条の手続きになることや、売りたいを貸したいに変更する場合があります。中には、あっせんの売渡希望から貸付希望に変更していただくこともあります。</p>
21番委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>「なし」の声あり。</p>
議長	<p>このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。</p>
事務局	<p>売渡・貸付から申し上げますので、議案書の25ページをお開きください。</p>

議長

番号1は25番委員と6番委員。  
番号2は34番委員と15番委員。  
番号3から5は32番委員と13番委員。  
番号6は22番委員と4番委員。  
引き続き、買受・借受希望について申し上げます。  
番号1は37番委員と18番委員。  
番号2は30番委員と11番委員。  
以上、事務局案として提案いたします。  
皆様のご審議をお願いいたします。  
ただいま、事務局案が発表されました。  
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。  
(各委員了解あり)

事務局

それでは、議案第5号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。  
次に、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。  
議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。  
議案書は28ページから31ページになります。  
今回の対象地域は、田良地域と二反田川周辺になります。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については、お目通しください。  
今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。  
その結果、議案書に記載の農地は原野の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。  
よって、65筆30,115㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。  
なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

議長

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

他にございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

他になければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、その他についてご説明いたします。議案書の32ページをご覧ください。

その他（議案書32ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について
2. 4月の行事報告
3. 5月の行事予定等
4. その他

事務局

（新たな活動記録簿への記入要領について説明）

議長

他にございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第10回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後3時55分）

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 4 番委員

議事録署名委員 5 番委員

\_\_\_\_\_